

9. 農 林 中 央 金 庫

1. 目的及び沿革

農林中央金庫は、農林中央金庫法（制定当時は、「産業組合中央金庫法」であったが、昭和 18 年 3 月 11 日法律第 46 号により「農林中央金庫法」に改正）に基づき農林水産業に関する協同組合の中央金融機関として大正 12 年 12 月 20 日に設立された特殊法人である。

農林中央金庫法が制定された背景としては、明治初期以降我が国の産業組合が国の助成政策によって整備拡充されていたものの、金融面では勸業銀行、農工銀行を通じての助成金融が行われるにすぎず、産業組合固有の金融機関は設けられていなかった。

このような情勢のもとに、対人信用により産業組合を通じて農家への円滑なる資金融通を図るための中央金融機関の設立の要請が強くなり、大正 12 年「産業組合中央金庫法」の成立をみたのである。

産業組合中央金庫は、前述のような要請を受けて設立されたものであるから、その組織及び業務内容は相互扶助の原則が貫かれていたが、他方、農民救済のための低利資金を系統外部から導入しなくてはならない実情にあった。このため、設立当初は、資本金の半分以上を政府出資で賄い、政府出資金について当分の間配当を免除するとともに、大蔵省預金部等の引受けによる産業債券の発行、営業税の非課税措置等の特典が与えられた。また、監督行政面においても、役員全員を政府が任命するほか、監理官による監督、業務運営面に関する政府の許認可事項も多く、政府機関的色彩が強かった。

その後、組合金融（農林水産業の協同組合系統金融）の発展とともに、次第に政府機関的性格は薄れ、特に、政府出資については、昭和 23 年金融機関再建整備法による全額切捨てが行われ、これに伴い、即日民間団体だけで 4 億円の増資を行い、また、昭和 25 年に一時政府から受け入れた優先出資 20 億円も、昭和 34 年 7 月 31 日に償却を完了したことにより、これ以降の農林中央金庫の資本金はすべて所属団体からの出資となっている。

そして、昭和 36 年の法律改正では、理事長及び監事は出資者の総代会で選任され、副理事長及び理事は理事長が任命することとなり、監理官制度も廃止された。

なお、この間、昭和 13 年には水産関係の協同組合系統を、昭和 18 年には森林組合系統をそれぞれ出資団体に加え、同年 9 月 13 日、名称を「農林中央金庫」に変更している。

また、昭和 58 年 3 月の臨時行政調査会の第 5 次答申（最終答申）は、特殊法人等の整理合理化の一環として農林中央金庫の「民間法人化」をうたい、これを受けて改正法案が第 104 回通常国会に提出され昭和 61 年 5 月 14 日可決・成立している。

この「農林中央金庫法の一部を改正する法律」（法律第 81 号）は、同年 6 月 10 日に公布、約 3 カ月後の 9 月 8 日から施行された。

この法改正により金庫は名実ともに民間法人となり、その経営は完全な自己責任に委ねられることとなったが、このことによって金庫の基本的な性格及び目的、すなわち金庫が特別な法律に基づいて唯一設立された農林系統の全国金融機関であり、農林漁業者の協同組合に対して金融上の便益を提供することを第一義的な目的とすることについては、なんらの変更も加えられるものではない。

2. 組 織

(1) 出資関係

イ 金庫に出資する資格を有するものは、金庫法第 5 条に制限的に列挙されており、これらの団体以外には金庫の出資者となることはできない。金庫法第 5 条に定められている出資資格団体は次のとおりである。

農業協同組合連合会、農業協同組合、森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合連合会、水産加工業協同組合、共済水産業協同組合連合会、農業共済組合連合会、農業共済組合、漁船保険組合、農林漁業信用基金、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、野菜供給安定基金、土地改良区連合、土地改良区又は蚕糸業、林業若しくは塩業に関

する中小企業等協同組合。

ロ 出資・資本金

昭和 48 年の法改正で資本金は 100 億円とされたが、総会の決議により政府の認可を得て増資することができることになっており（金庫法第 4 条）、48 年 11 月、51 年 11 月それぞれ 100 億円、58 年 11 月に 150 億円増資したことにより、資本金は 450 億円となった。

また、金庫については、従来、特殊金融機関としてその経営の基礎を明確にする必要があるとの観点から、必要な資本金額を法定し、必要が生じた場合には政府が出資することとしていたところであるが、昭和 61 年 6 月法改正による政府出資規定の削除等民間法人化が行われるに際し、資本金制度についても他の民間金融機関における立法例にならい、最低資本金制によって必要な資本金を確保することとなった。

なお、平成 2 年 11 月に 300 億円増資、4 年 11 月に 250 億円増資し、資本金は 1, 000 億円となった。平成 5 年に、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」が制定されたことから、平成 7 年に第 1 回優先出資を行ったことから、平成 9 年 3 月末の資本金は、1, 249 億円となっている。

(2) 機 関

イ．総会・総代会

金庫の意思決定機関として出資者による総会があるが、金庫は産業組合法第 38 条ノ 2 の規定の準用により、定款に定める区域ごとに出資者の互選による総代で構成される総代会を設けており、これが総会に代わる機能を果たしている。総代会においては、理事長、副理事長、理事及び監事の選任・解任、財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金処分等の承認、定款変更等の議決を行うが、農林中央金庫の解散の議決は総代会では行うことができず、総会によらなければならないことになっている。

総代会は定款により、出資者 200 までについては 3、これを超える部分については、70 又はその端数ごとに 1 を加える割合で選出された総代（任期 3 年）で構成され、7 年 3 月末現在の総代数は 230 団体で、議決権はそれぞれ 1 である。

ロ．役 員

金庫には業務執行機関として理事長がおかれ、副理事長及び理事は理事長の補助機関となっている。また、監査機関として監事がおかれている。

理事長、副理事長、理事及び監事の選任は総代会において行われることになっているが、定款の定めにより、管理委員会の推選に基づいて選任することになっている。

役員の定数は、理事長、副理事長各 1 名、理事 3 名以上、監事 3 名以内となっており、9 年 3 月末現在理事 17 名（うち 6 名は所属団体の代表者である非常勤理事）、監事は 5 名（うち 3 名は非常勤監事）である。

ハ．審議委員

審議委員は、金庫法上役員の章に規定されているが、執行機関やその補助機関ではなく、金庫の業務運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずる機関である。委員は理事長が委嘱し、任期は 4 年、定数 10 名以内で、その 3 分の 2 以上は所属団体関係者の中から委嘱することになっている。

二．管理委員

管理委員は、定款で定めたところの機関であり、総代の代表者から互選された選出委員 11 名及び理事長の委嘱する 4 名の委嘱委員の計 15 名で管理委員会を構成している。管理委員会は、理事長、副理事長、理事及び監事の候補者を総代会に推せんすることになっている。

(3) 業務機構

金庫の業務機構は、本店、支店及び事務所によって構成されている。また、内部機構については、最近の金融情勢等に適切に対応するため、適宜、機構改正を実施している。

（注）現在の機構図は別図のとおりである。

3．業 務

金庫業務の概要は、次のとおりである。

(1) 与信業務

イ．所属団体に対する与信業務

金庫は、個人に直接融資等を行うことなく、農林漁業者を構成員とする所属団体に対し行うことを原則としている。

その内容は、次のとおりである。

(イ) 有担保又は無担保の貸付け又は手形の割引

(ロ) 債務の保証又は手形の引受け

(注) (ロ)は、所属団体以外でも、金庫が貸付けを行い得る者については可能である。

金庫の所属団体に対する貸付けは、実際には、長期貸付、短期貸付に区分されており、金利も長短別（一般的に短期は手形貸付、長期は証書貸付という区分になるので、金利体系は、この区分による。）を柱として、所属団体のうちで信連と信連以外の所属団体に対する貸付金利が設定されている。

ロ．所属団体以外の者への与信業務

金庫は、所属団体以外の者で特別に金庫の存立目的からみて適当と認められる者に、所属団体に対する与信業務を妨げない限度において与信業務を行うことができるとされている。

その内容は、次のとおりである。

(イ) 次の者に対する貸付け又は手形の割引

a. 未出資の出資資格団体

b. 農林水産業者

c. 国

d. 銀行その他の金融機関

e. 証券業者

(ロ) 次の者に対する主務大臣の認可を受けた貸付け又は手形の割引

a. 出資資格団体の発達を図るために必要な施設を行う団体（いわゆる「施設団体」）

b. 農林水産業に関する事業を営む法人（いわゆる「関連産業法人」）又はその役員

c. 農山漁村において産業基盤若しくは生活環境の整備の事業を行う地方公共団体その他の非営利法人又は当該事業を行うその他の法人で命令で定められたもの（いわゆる「農山漁村整備法人」）

d. 経済社会の発展を図る見地より貸付けを行うことが適切と認められる法人で命令で定められたもの（いわゆる「特別貸出法人」）

(ハ) 農林債券又は国債等の所有者に対する命令で定められたもの

(ニ) 農林債券の所有者であった者で命令で定められたもの

なお、このほかに、農林中央金庫法上の業務ではないが、農村地域工業等導入促進法第 13 条に基づく貸付け（いわゆる「農工法人貸付」）がある。

(2) 受信業務

イ．預金の受入れ

預金の受入先としては、次のものに限定されている。

(イ) 出資資格団体（未出資の出資資格団体を含む。）もしくはその構成員又は出資資格団体が主たる構成員もしくは出資者となっている団体

(ロ) (イ)に掲げる団体の役職員

(ハ) 国、公共団体、その他非営利法人

(ニ) 主務大臣の認可を受けた銀行その他の金融機関

(ホ) 非居住者

(ヘ) 貸付けを行い得る者（(イ)、(ハ)及び(ニ)に掲げる者を除く。）

(ト) 貸付け、手形の割引、債務保証、手形の引受けに係る債権保全の為に必要な債務者で命令で定めるもの

(チ) 継続的な取引関係を有する為替取引先

(リ) 農林債券の応募者（応募をしようとする者を含む。）又は買入れをしようとする者

(ヌ) 国債等の所有者

(ル) 金庫が業務の代理を行っている公益事業法人

(7) 業務代理による貸付先

(7) (イ)～(7)以外の者で金庫の経常的経費の円滑な支払に資する者で命令で定めるもの

ロ．農林債券の発行

農林債券は、農林水産業のための中長期資金の安定的確保を主目的として発行されており、また、組合金融の特殊性（季節的波動による端境期の預金減少、金融情勢の影響による系統余裕金等）の変動等を補完するとともに不測の災害発生時の資金や政策的資金を系統に流す（例えば、自主流通米集荷資金の資金運用部による引受け）といった機能を果たしている。

なお、農林債券の発行限度は、払込資本金及び政令で定める準備金の30倍となっている。

(3) その他の固有業務

イ．為替業務

金庫の為替業務は、所属団体等に限定することなくすべての取引先が対象となっており、為替業務も内国為替業務及び外国為替業務の双方を営むことができる。

ロ．保護預り業務

金庫が預金の受入れをすることができる先及び農林債券の所有者のために、有価証券及びその他物品の保護預り業務を営むことができる。

ハ．有価証券の委託売買業務

金庫は、所属団体のために有価証券の委託売買業務を営むことができる。

ニ．証券業務

銀行法の改正時農林中央金庫法についても証券業務を行いうる旨の法改正を行い、58年4月1日から国債等の窓販業務、59年6月1日から国債等のディーリング業務、元年6月5日から国債等有価証券先物取引取次業務を実施している。

ホ．有価証券の貸付業務

金庫は、所属団体に限定することなく有価証券（所属団体又は貸付を行い得る者以外に対しては国債等に限る。）の貸付業務ができる。

ヘ．金銭債権の取得又は譲渡業務

金庫は、所属団体に限定することなく金銭債権の取得又は譲渡業務を営むことができる。

ト．有価証券の私募の取扱い

金庫は、証券取引法に規定されている有価証券の私募の取扱いができる。

チ．金融先物取引等の受託等業務

金庫は、元年6月30日から金融先物取引法に定める金融先物取引等の受託等の業務を実施している。

リ．地方債又は社債その他の募集又は管理の受託業務及び担保附社債信託法に基づく信託業務

金庫は、関連産業貸出等の貸出先のために、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託業務及び担保附社債信託法に基づく担保附社債に関する信託業務を行うことができる。

ス．金銭収納業務

金庫は、国庫金の収納事務、公金の出納事務、各種公共料金の自動振替、株式・出資の払込金の受入れ、株式・出資の配当金及び公社債の元利金の支払業務等を行うことができる。

ル．金庫は、主務大臣の許可を受けて国、公共団体その他の営利を目的としない法人、電気会社・ガス会社その他の公益事業法人及び銀行その他の金融機関の業務の一部を代理することができる。

(4) 余裕金の運用

イ．国債証券、地方債証券、政保債券その他主務省令に定める有価証券の買入れ、応募又は引受け

ロ．銀行その他の金融機関への預金、郵便貯金

ハ．信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭の信託で命令で定めるもの

ニ．金銭債権の取得（証書をもって表示されるものに限る。）

組 織 図 (別紙) (平成9年6月26日現在)

